

# 浦野家通信

〒550-0012  
大阪市西区立売堀  
1丁目9-10  
HOWAビル701号  
Tel:06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第64号  
発行人：所員一同

HAPPY  
NEW  
YEAR

料金別納  
郵便

新年、あけましておめでとうございます。  
旧年中も色々ありがとうございました。

昨年に引き続き、  
コロナの影響を受けた皆様も多いかと思いますが  
やっと出口が見えてきたのではないのでしょうか。

本年も、コロナに関連する給付金等と  
浦野家通信にて  
皆様にお伝えできたらと思っておりますので、  
本年も宜しくお願いいたします。

代表税理士 浦野 充敏

11日（火）

- ・ 12月分源泉所得税  
住民税の特別徴収税額の納付

20日（木）

- ・ 納期の特例を受けている場合  
7月～12月の源泉所得税の納付

31日（月）

- ・ 11月決算法人の確定申告と納税
- ・ 5月決算法人の中間申告と納税
- ・ 2月、5月、8月決算法人の消費税の  
三か月ごとの中間申告
- ・ 12月分社会保険料納付
- ・ 償却資産（固定資産税）の申告

\*・\*・\*・\*・\*・\*・\*・\*

お家でのおんびり過ごす年始も最高ですが  
初詣などはいかれましたでしょうか？  
関西の初詣スポットといえば  
『住吉大社』が有名ですね！  
今年もコロナの影響で出店はないようですが

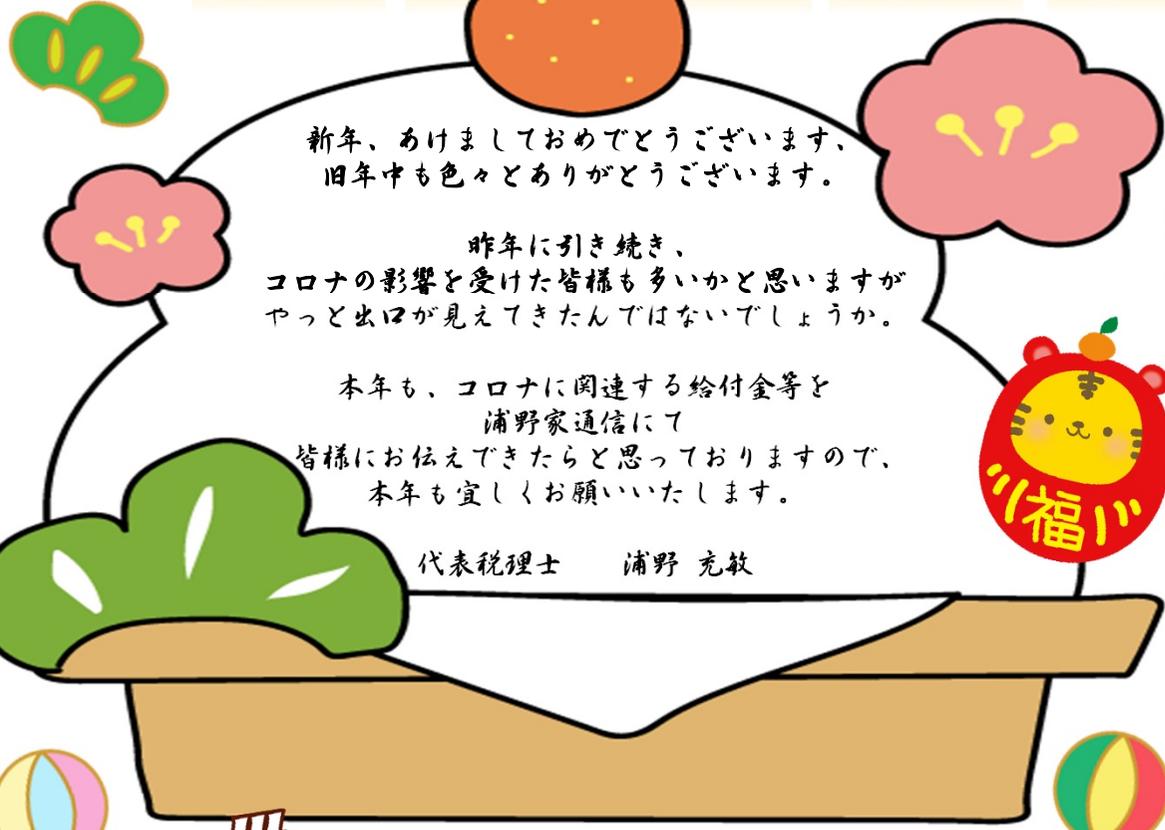
12/31-1/1 22:00-18:00

1/2-5 6:00-18:00

と通常より長くの開門はされるようです。

初詣で一年の幸せを祈願して良いお年になりますように☆

\*・\*・\*・\*・\*・\*・\*・\*



## 1月の税務



# インボイス制度について 第3回

今号では適格請求事業者になるための免税事業者である場合の登録についてお話ししたいと思います。

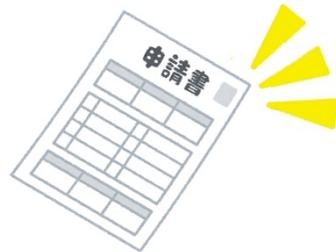
インボイス（適格請求書）の発行事業者になる届出の申請は令和3年10月1日より既に始まっておりま

さて、インボイス（適格請求書）を発行するには、「課税事業者」である必要があります。

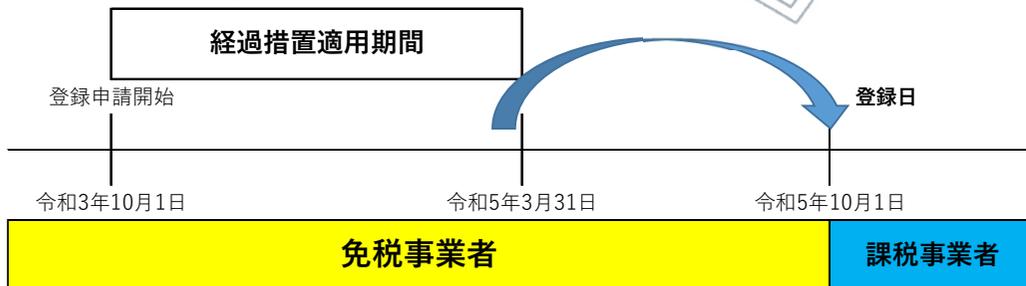
その為免税事業者が登録をするには原則的に課税事業者になる届出（課税事業者選択届出書）と適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があります。

ただし、免税事業者が令和5年の3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出すれば令和5年10月1日（インボイス制度の開始日）より課税事業者の選択の届け出を提出しなくても自動的に課税事業者となりインボイスの発行事業者となる経過措置を設けております。

令和5年10月1日を含む事業年度以降に適格請求書発行事業者となる場合には、原則通り「課税事業者選択届出書」と「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要となります。



(経過措置の適用イメージ)



・適格請求書発行事業者に、登録される令和5年10月1日に課税事業者となり当該登録日以降の消費税の申告が必要となります。

# ダイレクト納付について

## 【概要】

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。

これにより納付書で銀行や郵便局に行き納付いただいていた手間が省けるようになります！

ご利用に当たっては、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただく必要があります。

※ 個人の方につきましてはe-Taxによる届出書の提出も可能です。

## 【税金の種類など】

- ・利用可能税目：基本的にすべての税目が可能。  
ただし、一部ご利用できない税目があります。
- ・利用可能額：金融機関によっても異なりますが8-11桁までは可能です
- ・利用可能時間：平日 24時間  
毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

**ダイレクト納付利用届出書の提出（書面届出）**  
ダイレクト納付をご利用される日のおおむね1ヶ月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、納税地を所轄する税務署へ書面で提出。

**ダイレクト納付利用届出書の提出（オンライン提出）**  
※**個人の方のみ**パソコン及びスマホからe-Taxにログインし、入力画面に従って必要事項を入力し、ダイレクト納付利用届出書を送信してください。  
オンライン提出して利用可能となるまで、**1週間程度**かかります。  
オンライン提出は、**納税者ご自身名義の預金口座のみ**ご利用できます。

## ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

税務署及び金融機関において所定の登録作業等が完了すると、e-Taxのメッセージボックスに**登録完了メッセージ**が格納され、ダイレクト納付が**利用可能**となります

## 【注意事項】

- ・手数料：不要
- ・領収証書：発行されません
- ・納付書：送付されません
- ・その他：税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能ですがその場合は事前に納税者本人の納税用確認番号等の登録が必要となります。



ご利用希望の場合はいつでもご相談ください！